平成３０年（フ）第４２号
茨城県桜川市真壁町田290番地11
債務者　伊藤　**静**江
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３９号
山梨県笛吹市石和町小石和1825番地　グランド・ソレーユ102
債務者　古川　一男
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５３号
山梨県笛吹市石和町上平井421番地　県営住宅石和団地３号棟103号
債務者　関川ななみ
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
山梨県韮崎市龍岡町若尾新田1003―１　コーポ舟山Ⅱ―108、住民票上の住所山梨県北杜市小淵沢町3356番地
債務者　笹川　泰史
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
山梨県甲府市善光寺１丁目28番31号
債務者　石部　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６０号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田385番地１　プラシードハウスＡ棟４号
債務者　平山　純子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６６号
山梨県甲府市相生３丁目６番８号　サンハイツ川田Ｄ号
債務者　松下　政彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７４号
岐阜県関市稲河町６番20―102号
債務者　小西　智子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３８４号
大津市下阪本４丁目18番７号
債務者　東間　信子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９２号
滋賀県守山市岡町70番地２
債務者　岩佐　和幸
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
滋賀県甲賀市甲賀町大原中1065番地９
債務者　木村奈津子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６９号
大津市月輪３丁目３番42号　コーポ本郷１―Ｃ
債務者　浅田　憲彦
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０６号
兵庫県川西市久代３丁目29番29号、前住所兵庫県伊丹市鋳物師３丁目52番地　202
債務者　東　　真子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番１―703号
債務者　次田侑紀江
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の74
債務者　永吉　修子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
兵庫県加古川市加古川町美乃利586番地の１
債務者　石田　　忍
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部